

# 横芝

## 広報

### 横芝町の人口と世帯

(9月1日現在)

人口	13,489	(+29)
男	6,546	(+9)
女	6,943	(+20)
世帯数	3,464	(+15)

( )内は前月比

### 九月補正予算で

## 十一億円を突破した

### 町の一般会計予算

昭和五十一年九月定例議会は九月十六日と十八日の両日行われました。本会議では、新東京国際空港関連問題対策委員会の設置条例と横芝町運動広場の設置及び管理に関する条例二件が制定されました。また、上町地先の町道認定・国保会計では、五十年年度分の療養給付費実績が国庫負担金の算出基礎額を下回ったための償還金、助産費償還金や疾病予防PRの印刷費等に四百五十八万五千円が追加されました。一般会計では、土木関係予算一千五百六十六万円を中心に三千七百万円の追加補正が行われました。五十一年九月三十日で任期満了となった教育委員三名の選任が行われました。

### 町の野球場設置 管理など条例化

栗山の旧NHKあと地を中心に建設が進められている、町営の野球場も十月中旬には完成します。この完成に伴って、球場の設置や管理使用について条例が定められました。球場の名称は横芝町運動広場という横芝町栗山五〇〇〇番地に設置され、一万平方メートルの野球場が一面、二千平方メートルの駐車場が設けられております。

区	分		午前	午後	一日
	町内チーム	町外チーム			
一般野球場	町内チーム	町外チーム	二〇〇〇円	三〇〇〇円	五〇〇〇円
	町内チーム	町外チーム	四〇〇〇円	六〇〇〇円	一〇〇〇〇円
小中学校野球場	町内チーム	町外チーム	二〇〇〇円	三〇〇〇円	五〇〇〇円
	町内チーム	町外チーム	二〇〇〇円	三〇〇〇円	五〇〇〇円
野球場以外	町内団体	町外団体	一〇〇〇円	三〇〇〇円	五〇〇〇円
	町内団体	町外団体	一〇〇〇円	三〇〇〇円	五〇〇〇円

(二時間以内)

使用時間は、四月一日から十月三十一日までは午前八時から午後六時まで、十一月一日から翌年三月三十一日までが午前八時から午後五時までとなっております。使用料は別表のとおりです。この運動広場の使用は、町内外を問わず使用することができますようになっております。

使用に当っては、使用日の一月以前から受け付けることになっておりますので、運動広場使用承認申請書に使用日時、使用人員、使用器具等必要事項を記入して教育長に提出し使用許可を受け、使用料を納めて使用することになっております。使用許可は申請の順となり、雨天等により使用不能な場合は状況によって還付することになっております。

使用に当っては、決められた場所以外ではタバコやその他の火気を使用しない。許可されない施設又は附属設備を使用しない。承認を得ないで設備を変更しない。他人に迷惑を及ぼし又はその恐れのある行為をしないなどの遵守事項を定めてあります。

### 空港関連問題対策に 町長の諮問機関設置

航空路の直下であり又空港までの距離も比較的近いという横芝町は、飛行機を利用するうえでは非常に便利である一方、騒音による電話、テレビの難聴など空港に関連して生ずる諸問題の対策を円滑に推進して、町民の生活安定を図るため、町長の諮問機関として、「横芝町新東京国際空港関連問題対策委員会」を条例で設置するものです。委員会の委員は、議会議

員を代表する者や農業委員会、教育委員会委員、国の定める第一種騒音地域及びその周辺地域の代表者など十六名の委員で構成されています。

### 交付税を財源に 三千七百万補正

今年度一般会計第二回目の補正予算では、地方交付税を主な財源として、三千七百五十六万七千円の追加補正が行われました。今回の補正で一般会計予算の総額は、十一億一千二百八十一万六千円となりました。

追加補正された主なものには、土木費で道路舗装工事に七百四十五万円、道路維持費に七百六十万円を計上。農林水産業費では、屋形地区排水路整備事業補助金三百二十五万円を始め、天災融資利子補給金、高能率集団的生産組織育成事業の測量・土性調査委託費等が補正されました。また、新たに条例制定された新東京国際空港関連問題対策委員会の経費に五十七万六千円、議会の新空港問題対策議員協議会関係費に八十一万九千円が計上されました。国保会計は四百五十八万五千円を補正、総額で三億三千七百五十八万五千円となりました。

(次頁の五段に続きます)

### 10・11月予防接種実施予定

実施日	実施場所	種 別	該 当 範 圍
10月20日	横芝町役場	生ワク投与	S51.1.1~ 51.6.30生
26日	上 堺 会 館	インフル エンザ	一般・保育園児
28日	大 総 会 館	"	"
29日	役 場	"	一 般
11月2日	上 堺 会 館	"	一般・保育園児
4日	大 総 会 館	"	"
5日	役 場	"	一 般
9日	第1保育所	"	保 育 園 児
10日	第2保育所	"	"
11日	フタバ保育	"	"
12日	横芝中学校	"	全 生 徒
16日	第1保育所	"	保 育 園 児
17日	第2保育所	"	"
18日	フタバ保育	"	"
19日	横芝中学校	"	全 生 徒
24日	大総小学校	"	全 児 童
25日	横芝小学校	"	"
26日	上堺小学校	"	"

## 赤い羽根で福祉参加を 十月から募金運動展開

赤い羽根で親しまれてきました共同募金運動が今年も十月一日から十二月三十一日まで全国各地でくりひろげられます。

例年横芝町では、総務員さんを通じて各家庭に御協力をお願いしてまいりましたが、今年も六〇万円(町の目標額)の赤い羽根募金を町民の皆さんにお願いすることになりました。

今年の共同募金運動は「あなたもボランティア(社会事業の志士者)に」赤い羽根で福祉活動に参加」を合言葉に行われます。

日本もこのように福祉国家の一員



赤い羽根で福祉活動に参加しましょう

**共同募金**

10月1日から

ですが、福祉国家といわれる国々ではいずれも国民自身が「助けあい」という社会連帯の精神にもとづいて積極的な活動をしています。そうした意欲的な支えがすぐれた社会保障制度を築く原動力になっ

ています。赤い羽根運動もこのような精神によって貫かれた社会福祉運動です。

町民の福祉参加は、近年最も身近なものとなりましたが、更にこの運動の機運を盛り上げるため、身近かな赤い羽根募金運動に参加して下さい。

### 自由診療と保険 二本立て料金で

保険診療のうち歯科医療費が八月一日から九・六%引上げられました。この改正によって、歯科の診療を受けた患者が医療機関の窓口で支払う自己負担額は、今までの料金より値上げ分の三割相当額が支払い増となります。

また、これまで健康保険や国保などで受ける歯科診療にはすべてを保険で行う「保険診療」と特別な材料(一四金を超える合金金、白金加金、ポーセレン、タミー三齒以上のブリッジなど)を用いた場合に全費用のうち保険で負担する費用以外の分を患者が負担するいわゆる「差額診療」とがありましたが、さる七月三十一日限りでこの差額診療制度が廃止され、八月一日からは、保険でできない診療は従来から認められていない(1)健康診断、(2)歯列矯正、(3)美容目

(※前頁から続く)

### 古谷・神保・小高 三氏教育委員に

九月三十日をもって任期満了となった町教育委員会委員の選任について議会の同意を求めたところ満場一致で次の三名の方々が選任されました。(敬称略)

- 古谷 胖 横芝一五八四番地の一
- 神保 真 小堤七一番地
- 小高 猶次 新島六〇番地
- ▽町道の認定

養護老人ホーム入口から松尾工区一号幹線大排水路(通称ケンゴ堀)ぞいに長倉入口に至る五五二メートル(幅員四メートル)の間が「横芝七五号の一」として町道に認定されました。

的、(4)虫歯予防などのほかに特別な材料などを使用する診療(従来からの差額診療)が加わり、これらは各郡市歯科医師会の申し合せによる目やす料金を基準とした「自由診療」扱いとなりました。

これ以外の通常の歯科診療は今まで通り保険でできることに変わりありません。

なお、特殊な材料などを使用する診療を希望する場合は、あらかじめ歯科医師に診療内容、費用などについて確認しうえて診療を受けるようにして下さい。

# 水道管の埋設工事及び宅内の給水設計実施中

企業団では、水道管の埋設、宅内給水設計を行っています。

水道管の埋設は、鳥喰南新田を起点に松尾町猿尾までと鳥喰北新田まで及び横小から児童館、町営住宅、宮脇に至る路線の三路線を除く場所は十一月末日までの予定で工事が行われます。期間中大変ご迷惑をおかけしますが御協力をお願いいたします。(内は工期)

▽上町角屋前、本町雪印牛乳店前を曲り、山匠青果市場東側国道及び線路横断東町通学道路十字路

▽東町通学道路十字路、キリスト教会前、小沼齒科、東宏設計前、県道横断、東町児童館前、古谷木材、一号線揚水路横断、栗山三島屋前、栗山町宮住宅前、東洋コンチネンタル社宅前(12月20日)

▽鳥喰南新田、鳥喰沼横芝松尾境界線農道、古市商店、国鉄線路横断、松尾町猿尾(12月20日)

▽鳥喰南新田、鳥喰上、鳥喰北新田(10月30日)

▽鳥喰北新田、第一保育所、栗山第二、県道横断、栗山第一、東洋コンチネンタル社宅前

▽新青伊藤商店前、閑場、西大木農産前、県道、雁野浅野養豚豚、中里

▽新青伊藤商店前、東、屋形荒場東側

▽屋形荒場東側、宮前、南海保商店、県道、南十字路、蓮沼川面

▽屋形荒場東側、三本松、立会

## 指定業者が宅内設計実施

宅内給水設計については、企業団指定業者が加入者宅へ配管の設計に伺いますので蛇口の取付場所を予定しておいて下さい。又企業団では加入金・工事費・水道料金を自動振替制にしたいため、この事務手続きも同時に行ないますので御協力をお願い致します。

加入金、工事費の額及び支払い時期については次のとおりです。

▽加入金 四万円(ただし昭和五十二年三月三十一日までに申込んだ世帯)

▽工事費 五万一千二百円(一戸当平均VP二十四メートル、銅管七メートル、水栓四個)

工事費については一栓(台所)まではプール計算です。つまり配水管から台所の一栓までは遠い近いに関係なくこの世帯も同じ額で負担します(ただし昭和五十二年三月三十一日までに申込んだ世帯)二栓以上の工事費についてはプール計算ではなく実費負担です。従ってこの分については距離によって異なります。

▽支払時期 加入金の納入は当初九月の予定でしたが納付方法の都合で十月一日以降、工事費については昭和五十二年二月一日以降になります。口座振替者には指定金融機関へ納付書を送付し、領収書は企業団が個人宛送ります。

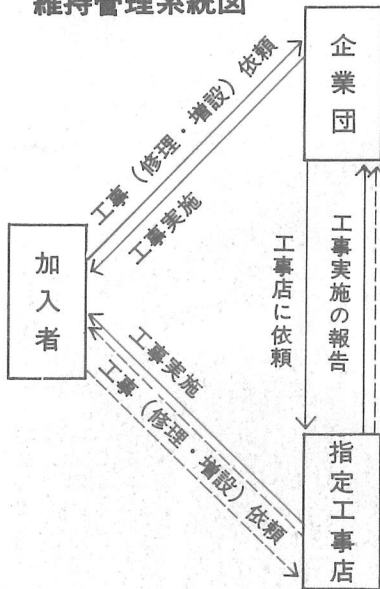
維持管理資料 ①加入者名簿及び宅内配管図 ②宅外配管図

維持管理資料 企業団と同一のものを備えています。

付。その他は、個人宛に納付書が送付されます。

▽給水開始後の維持管理について 給水開始後加入者からの修理増設などの申込みを受けた場合原則的にはその地域の指定工事に委託して行うこととなりますが企業団へ直接申込まれても結構です。その場合企業団が直接修理することもありますが殆んどが指定工事に委託することになります。そのため企業団では部落内の配管図、各家庭の設計図を整備します。そして迅速な修理体制を整えます。なお修理費については企業団が定めた基準単価により工事に直接支払うこととなります。

### 維持管理系統図



凡 企業団に工事依頼した場合  
例 ..... 指定工事店に工事依頼した場合

昭和五十二年四月一日から加入金が変わります。

去る九月二十四日の企業団議会において加入金額の変更が議決されました。変更額は次のとおりです。

管の口径	加入金額	(五十二年三月三十一日までの額)
十三	十万円	(四万円)
二十	二十七万円	(八万円)
二十五	四十六万円	(二十万円)
三十	七十七万円	(三十六万円)
四十	百四十万円	(七十七万円)
五十	二百五十万円	(百二十万円)
七十五	六百七十万円	(三百三十万円)
百	千四百万円	(七百万円)
百五十	二千八百万円	(二千万円)
二百以上	企業長の定める額	(四千万円)

加入希望者は早目にお申込み下さい。詳細は企業団 ☎ 四七五五(二)〇五二一又は役場企画課(二)一一一(代)



# 定時登録の有権者数

## 六つの投票区で増加

(選管発表)

町選挙管理委員会から五十一年九月一日現在の選挙人名簿に登録されている有権者数の発表がありました。

これによりますと、五十年九月一日現在の有権者数を二〇三人上回っております。町内に八投票区ありますが、投票区別の増減傾向を見ますと、栗山地域の第三投票区を中心に第六投票区(上町、本町、古川、両国)、第二投票区(上堺の立会、南川岸を除く上堺全域)では四〇〇六〇人増加しております。一方第一と第八投票区はわずかながら減少しております。男女別有権者数の比率は、女性が男性を四、一九%上回っております。投票区別有権者数は別表のとおりです。

投票区	男女別	男	女	計
第一投票区		245	277	522
第二投票区		698	736	1,434
第三投票区		468	522	990
第四投票区		744	829	1,573
第五投票区		412	435	847
第六投票区		1,007	1,100	2,107
第七投票区		474	526	1,000
第八投票区		559	584	1,143
合計		4,607	5,009	9,616

## 不起訴処分に疑義ある場合 検察審査会をご利用下さい

「〇〇検察審査会、××事件につき不起訴不当の議決」最近、新聞やテレビなどでときどきこのような報道を見かけますが、この検察審査会とはどのような

なことをするところでしょうか。検察審査会とは、国民の中からくじで選ばれた検察審査員が、いわば民間人を代表して、検査官の不起訴処分が正しく行われたかど

うかを審査するのを主な仕事とするところ。交通事故、詐欺、脅しなどの刑事事件を裁判にかけるとどうかの判断は、検察官に任せられています。検察官は捜査の結果裁判にかけても犯人を有罪にするだけの証拠が十分でない認められた場合とか、証拠は十分あっても犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重や情状、犯罪後の状況などからあえて犯人の処罰を求めざるの必要がないと判断した場合に、犯人を裁判にかけない処分をすることがあります。これを検察官の不起訴処分といいます。

このような不起訴処分に疑義がある場合は、審査の申立をすることが出来ます。申立をするには難しい手続もありますが、また、

費用も一切かかりません。会議は非公開ですから、秘密は固く守られます。検察審査会は、八日市場市の千葉地方裁判所八日市場支部構内(電話〇四七九七(2)一三〇〇(代)一三〇二)にあります。

あなたの周りにこの制度があることを知らないため、泣き寝入りになっている方がいましたら、この制度のあることを教えてあげてください。

### 税法の説明会

#### 開催

山武郡市納税貯蓄組合連合会では、「聞かないと、知らない」と損する相続税、贈与税、あなたの財産対策」といった内容の説明会が

### 役場職員の異動

九月二十一日付で役場職員に次の異動がありました。

▽議会事務局長林正一郎(建設課主幹) 退職

▽小高猶次(総務課主幹)

### 年金相談コーナー

(問)年金を受ける時期がきたら、どうすればいいのですか。

(答)年金を受けるには、その権利をもつ人が自分で請求しなければなりません。せっかく権利ができて、受ける人から請求がないと年金は支給されません。それも五年を過ぎると時効にかかって、いつさい年金は受けられなくなります。ですから被保険者が重い障害に陥った場

合は障害年金が、一家の大黒柱に死なれた場合は母子年金が、自分が六十五歳(繰り上げ支給の場合は六十歳)になった場合は老齢年金というように年金が受けられる状態になったら、すぐに住所地の市町村役場の国民年金係に申し出て、年金の裁定手続きをしてください。

「年金裁定請求書」の用紙は窓口で備え付けてあります。受給

手続きには印かんを持参して下さい。また、受給権者が幼い子供や、精神病者などの場合には代理人が請求をしてもよいのです。また、支給決定されれば、障害・母子・準母子・遺児・寡婦の各年金は毎年三、六、九、十二月に、また、老齢年金は三六、九、十一月の各支払月にそれぞれ三カ月分が支払われます。なお、通算老齢年金は毎年六月と十二月の年二回、六カ月分ずつ支払われます。

# 横芝の碑

(その四十八)

## 思い出を秘める大島橋

横芝小学校のプール下を海の子

供の国方面に向う道路は、小学校の塀が途切れると東部耕地整理組合の用水路で、ここに架っている橋を大島橋と呼んでいます。この辺りは、昔、と言っても大正の始め頃は一面の湿地帯で、この橋も荒木丸太を並べ、その上に芝草を載せた程度のものでした。そして大島橋と呼ぶ様になったのは、現在のコンクリート橋に架け替えられた時この辺りの地名が大島であることから名付けられたからであるという話です。それまでは「学校前の橋」等と呼んでいた本当に名もない橋だったということ。橋にはお・お・志・ま・ば・しとセメントの型打式に刻まれています。その一部は剥け落ちたり、欠損したりしています。それに、すぐ上流には流水路調整用の水門が厳とした姿を見せていますし、下流には児童通学用のスマートな橋が出来たりしていますので、これに気を奪われ、直接渡っている大島橋の存在はどうしても忘れられてしまいそうに痛々しくさえ感じます。

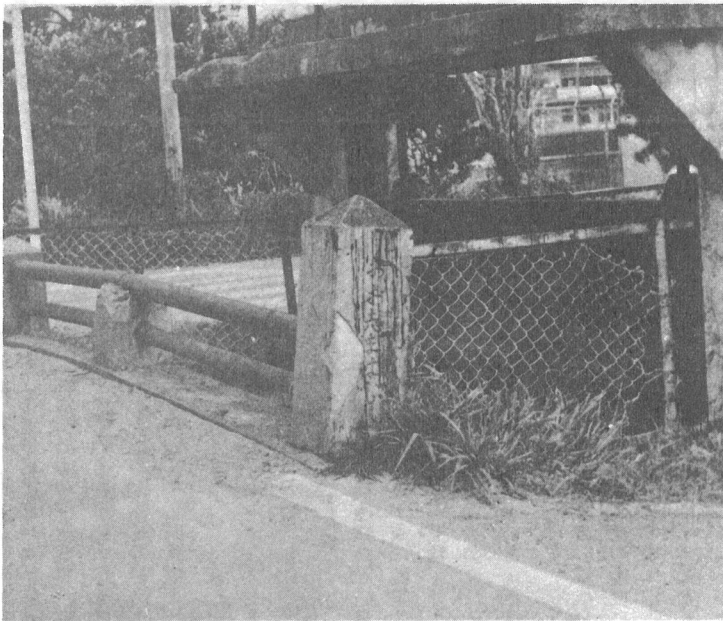
ところが、この橋を忘れることは出来ない、思い出の橋だ、とい

う人が大勢いるのです。

何時だったでしょうか、こんなことがありました。役場に用事があつての帰り道のことでした。この橋の手すりに腰をかけた。この辺りを指差しながら何か話し合っている二、三人の人々を見かけました。役場の用事は三十分位で済

んだのですが、往く時にも居られた筈でした。元来の野次馬根性と、その人々が昵懇に願っていたこともありましたので、つい自転車を止めて声をかけて見ました。「魚でもいるんですか?.....用水の問題ですか?.....」時折鯉や鮒が登ってくるという話も聞いていましたし、また丁度用水調節期でもありましたのでそんな風な質問をしたのですが、その返事には以外な言葉が戻ってきたのです。「魚もいるかもしれませんが。また水利の問題もあるかもしれませんが

が今話し合っていたのはこの橋の思い出話なんです。鳥喰や栗山方面から小学校に通っていた私達には、みんな何かの思い出を持っているのがこの橋なのです。朝はこの橋まで来ると「学校に来た」という気になりますし、帰りにはこの橋まで来ると「家へ帰るんだ」という解放された気持ちになったものです。昔は授業の報らせは鐘だったので。朝は授業の始まる五分前に予令の鐘が鳴ったものですが、その鐘がこの橋を渡る前に鳴ると遅刻する、というので、一生懸命走りました。後手に抱えたカバンの中で、筆入れや弁当箱のおかず入れや箸がガラガラと鳴った音を今でも覚えています。また用水が止まっている時期等には意地悪っ子が橋の下に隠れていて、女の子や下級生の前に突然飛び出して驚かせたり、仲よし同志が帰りの待合せをしたりしたのもこの橋でした。昭和三十年頃だったと思いますが毎年進級すると各級毎に、講堂と桜並木を背景にして、この橋の上で記念撮影をしたのも思い出の一つですね。その他にもいろいろ思い出があるんですよ。横小も随分立派になったことは嬉しいのですが、あの頃の面影は大島橋にだけ残るのかと思うと少し淋しい気持ちになる等と話していただけた内容は凡以上の様なもの



一号用水路にかかるおお志まばし

が今話し合っていたのはこの橋の思い出話なんです。鳥喰や栗山方面から小学校に通っていた私達には、みんな何かの思い出を持っているのがこの橋なのです。朝はこの橋まで来ると「学校に来た」という気になりますし、帰りにはこの橋まで来ると「家へ帰るんだ」という解放された気持ちになったものです。昔は授業の報らせは鐘だったので。朝は授業の始まる五分前に予令の鐘が鳴ったものですが、その鐘がこの橋を渡る前に鳴ると遅刻する、というので、一生懸命走りました。後手に抱えたカバンの中で、筆入れや弁当箱のおかず入れや箸がガラガラと鳴った音を今でも覚えています。また用水が止まっている時期等には意地悪っ子が橋の下に隠れていて、女の子や下級生の前に突然飛び出して驚かせたり、仲よし同志が帰りの待合せをしたりしたのもこの橋でした。昭和三十年頃だったと思いますが毎年進級すると各級毎に、講堂と桜並木を背景にして、この橋の上で記念撮影をしたのも思い出の一つですね。その他にもいろいろ思い出があるんですよ。横小も随分立派になったことは嬉しいのですが、あの頃の面影は大島橋にだけ残るのかと思うと少し淋しい気持ちになる等と話していただけた内容は凡以上の様なもの

親と子が  
一日一度は  
話し合い

「社会を明るくする運動」横芝実行委員会

町文化財審議会委員  
小沢春光氏寄稿

でしたが、聞いている中に、「これは三人の方々ばかりでなく、この橋を渡って通学した昔の小学生全部の気持ちではないだろうか、という感じが、何時か私の心を支配していました。そして、この橋の下流を堰止めて設けた横小の仮設プールの様子を取材したのが、この橋の上からであったこと等も懐しく思い出されたのでした。  
○写真は鳥喰方面から眺めたその大島橋で、お・お・志・ま・ば・しの六字や毀損している様子がよくわかります。フェンスの後は水門が見えています。その後は横小です。  
本稿取材に当り、元成東高校教諭井上平四郎先生(横小前)の御協力を戴きました。尚、横小は周知の場所なので今回も案内図は省略させて頂きました。

# 昭和五十年国勢調査結果速報

昭和五十年十月一日国勢調査における20%抽出結果速報が総理府統計局より発表されました。この結果は推計値であるから標本誤差を含んでおり全数集計によって得られる結果数字とは必ずしも一致しません。(結果数値の一位を二捨三入しており下一桁は○又五とする。)

昭和五十年十月一日現在の当町の総人口は一万三千四百人で昭和四十五年より八百九十人増加しております。人口の年齢別構成をみると年少人口(〇〜十四才)が二

千七百四十人(総人口の二十一%)生産年齢人口(十五〜六十四才)が八千七百五十五人(総人口の六十七%)、老年人口(六十五才以上)が千五百四十五人(総人口の十二%)となっています。これらの年齢三区分別人口の割合は昭和三十年以後出生率、死亡率の低下により大きく変化し年少人口の割合は三十年の三十四%から急速に低下を続け四十五年には二十二%に低下し、老年人口は二十一%になった生産年齢人口の割合は年少人口とは全く逆の傾向で三十年は五十九

%から四十五年の六十七%まで上昇を続けたが五十年は同じでした。また老年人口の割合は三十年は七%四十五年は十%五十年は十二%まで上昇し人口の老齢化が進んでいるのがよくわかります。

就業者六千六百八十人をその所属する産業部門別にみますと農林漁業などの第一次産業に二千三百八十五人(就業者総数の三十六%)、鉱業、建設、製造業などの第二次産業に千六百三十人(就業者総数の二十四%)、商業、運輸、サービス公務などの第三次産業に二千六百六十五人(就業者総数の四十%)が従事しています。

産業部門別就業者の構成は戦後農業の衰退、工業化の進展に伴い著しい変ぼうを遂げています。特に第一次産業の占める割合は、昭和三十年には七十%に及んでいたが、その後急速に低下し、四十五年には四十八%、五十年は三十六%まで減少しました。これに對し第二次産業の割合は、昭和三十年はわずか六%であったが四十五年には十九%、五十年は二十四%まで上昇しました。第三次産業も昭和三十年の二十四%から急速に上昇し四十五年には三十三%、五十年は四十%まで占めることになりました。これからの見通しとしては第一次産業の衰退が進み逆に第三次産業の占める割合が大きくなると思われま

## 建設のあゆみ

### 9月~10月

#### 完成した事業

①建築工事	
上塚小増築工事	578.084m <sup>2</sup>
②道路舗装新設工事	
町道横芝3号線	560.0m
町道栗山区内線	382.0m
町道木戸台外一線	378.5m
町道牛熊~芝山線	691.5m

#### 着工及び工事中の事業

①野球場建築工事	
横芝町栗山	12,116.824m <sup>2</sup>
②道路舗装新設工事	
町道中台砂月区内線	712.0m
町道中台角田区内線	230.0m
町道栗山第2区内線	911.5m
町道栗山南部集会所入口線	200.0m



### 横芝句会九月例会

爽かに半袖の肌ふるる風  
石川 奇水  
松風の音の中なる四十雀  
土屋 栗舟  
稲刈りて田づらにしるき轍あと  
藤代 ゆう  
こぼれ萩掃き残しある校舎うら  
安井ゆずる  
秋園の日射しの中の白芙蓉  
池田 和代  
車輪までゆっさり垂れて稲つま  
れ 佐久間実枝子  
軸の書を問答しつつ枝豆を食う

三枝 句城  
ニンバイン稲田の位置につきに  
けり  
黙々と冷害の稲刈る夫婦  
古谷 紅雲  
戸部 澄江  
校庭の研植稲の実りかな  
木下石果子  
青立ちの稲穂に今日も冷気なる  
木下 孝子  
あいらしや身をゆすり鳴く四十  
雀 伊藤 保人  
稲の穂を握ってたしかむ早稲の  
出来  
鈴木 南知  
稲の穂の出に先立ちて畦を刈る  
次回 期日 十月四日  
兼題 秋刀魚・松の実

### 福祉手当など 一部改正

児童扶養手当や福祉手当などの社会福祉法に基づく諸手当の法改正が行われ、十月一日から改正料金が適用されます。

今回の改正は、特別児童扶養手当、児童扶養手当、福祉手当の三件で、特別児童扶養手当では障害の程度が中度の障害児一人につき一万二千元を一万三千五百円に、重度障害児一人につき一万八千元を二万三千元に引上げられました。

児童扶養手当(父母の離婚や父の生死不明などの理由で十八才未満児を母または母以外の者が養育している場合)では、児童一人目は一万五千六百円を一万七千六百円に、二人目は一万七千六百円を一万九千六百円に、三人以上の場合は一萬九千六百円にその児童のうち二人を除いた児童一人につき四百円(現行どおり)を加算、福祉手当(両手の指が全部ない者や補聴器を使っても音声の識別ができないなどの重度障害者が対象)では四千元が五千元にそれぞれ引上げられました。